

## 1 社会教育関係団体の登録手続き

次の（１）の要件を満たす団体について、社会教育関係団体の登録を行います。

### （１）登録の要件

- ① 公の支配に属さないこと。
- ② 社会教育に関する事業を行うことを目的とすること。
- ③ 自主的・民主的組織により運営されていること。
- ④ 営利を目的としないこと。
- ⑤ 主な活動の拠点及び連絡先が市内にあり、組織の構成員の過半数が市内在住又は在勤者であること。
- ⑥ 構成員が５人以上で、団体の組織及び活動のために代表者を置き、規約又は会則を有し、継続的に活動を行っていること。

### （お願い事項）

- ⑦ 公民館等が行う行事・清掃活動に積極的な参加をお願いします。
- ⑧ 講師バンクに講師登録を行い、要望があれば講座を開設し、地域住民の文化活動の向上にご協力をお願いします。

### （２）登録手続き

登録には、次の書類の提出が必要です。

- ① 下呂市社会教育関係団体登録・更新申請書（第１号様式）
- ② 添付書類（団体で既存する資料を代用しても可）
  - ・規約又は会則
  - ・会員名簿
  - ・年間活動計画書
  - ・収支予算書
  - ・貴会の紹介に関する参考資料

### （３）登録のお知らせ

社会教育委員の会議に諮り、社会教育関係団体に登録したときは、教育委員会から「社会教育関係団体登録証」の交付によりお知らせします。なお登録証の有効期間は、４月１日から翌年の３月３１日までの１年間とし、年の途中で交付する登録証の有効期間は、残期間とします。

## 2 申請書等作成の注意事項

### ■ 申請書

- ① 代表者の捺印。代表者及び事務連絡担当者の氏名、住所、電話番号。会員数、主たる活動日など記入漏れ、誤りがないかご確認ください。
- ② 主たる活動会場については、公民館名や市民会館名をご記入ください。

### ■ 規約又は会則（既存する規約等を代用しても可）

添付されている「規約」を参考に提出してください。

### ■ 会員名簿（既存する会員名簿を代用しても可）

団体の役員及び会員の氏名、住所、電話番号をご記入ください。（必ず住所を記入してください）

### ■ 年間活動計画書（既存する活動計画書を代用しても可）

団体の１年間の活動計画をご記入ください。

■ 収支予算書（既存する予算書を代用しても可）

団体の1年間の収支予算をご記入ください。収入には寄付金、補助金等が含まれ、支出には事務費（事務用品や通信費）、事業費、会場使用料等が含まれます。講師謝礼等個人への支払い予定があれば別途ご記入ください。

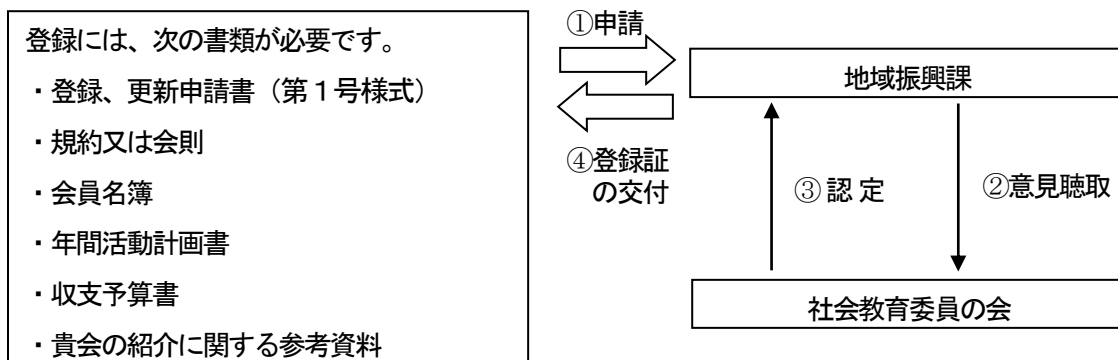
■ 貴会の紹介に関する参考資料

市のホームページや公民館等の窓口にて団体の情報を提供させていただきます。

3 登録を行うと・・・

社会教育関係団体として登録することにより、公民館や市民会館等の利用に際して会場使用料の減免（半額）などのサービスを受けられるようになります。また、それぞれの団体が連携して事業を行ったり、各種事業を通じた仲間づくりを支援しています。

※ 申請から登録までの流れ（1～2ヶ月程度時間がかかる場合があります）



4 減免が受けられる施設は・・・

【萩原地域】萩原中央公民館（星雲会館）・あさんず会館・山之口公民館・山之口キャンプ場

【小坂地域】湯屋地区公民館・小坂山村開発センター

【下呂地域】下呂中央公民館（下呂市民会館）・竹原公民館・上原公民館・中原公民館

【金山地域】金山公民館（金山市民会館）・菅田公民館・下原公民館・東公民館・金山いきいきセンター

【馬瀬地域】馬瀬中央公民館

◎ ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先：下呂市役所 地域振興課  
TEL (0576) 25-2252（内線507）  
または各振興事務所までお願いします